

## 市第36号議案

## 地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者を指定する。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市新羽地域 ケアプラザ及び 横浜市新羽コ ミュニティハウス	港北区新吉田町 6,001番地の6	社会福祉法人横浜共生会 理事長 村 松 紀美枝	平成31年4月1日か ら平成36年3月31日 まで

## 提 案 理 由

横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウスの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

**参 考**

**地方自治法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）